

[内容と見方]

「雇用表」は、取引基本表の雇用者所得推計の基礎となった有給役員及び雇用者数並びに別途推計した個人業主及び家族従業者数を、取引基本表の列部門ごとに年平均で示したものである。

ア 雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは基本分類、統合小分類、統合中分類の中で、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表示している（それぞれ 387 部門、182 部門、105 部門）。

イ 表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として「１人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得」及び「１人当たり常用雇用者賃金額」を掲載する。

(単位:人及び千円)

[illegible]

雇用表における従業上の地位は以下のとおりである。

- 個人業主　：個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者
- 家族従業者：個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。一般の従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。
- 有給役員　：常勤及び非常勤の法人や団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類する。
- 常用雇用者：期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者。この条件をみたす限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類する。休職者も含む。
 - ・正社員・正職員　　：常用雇用者のうち、一般に「正社員」「正職員」などと呼ばれている者
 - ・正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者
- 臨時雇用者：常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者

ウ　雇用表の表側の部門は取引基本表の列部門と一致しており、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく、いわゆるアクティビティ・ベースの分類に対応する。

エ　産業連関表の枠組みの中で労働投入量を表章する方法は、人数や労働時間、延べ人日等、必ずしも一意的に定められるものではないが、ここでは取引基本表の作成方法との整合性に配慮して、以下の規則に基づいて作成する。

- (ア) 労働投入量を年平均従業者数で表す。
- (イ) 1人が複数の事業所で就労している場合は、それぞれの事業所ごとに1人の従業者として重複計上する。
- (ウ) 1人が同一事業所内で複数のアクティビティに従事している場合は、それぞれのアクティビティに按分して計上する。

オ 「1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得」及び「1人当たり常用雇用者賃金額」は、次により計算する。

$$1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得 = \frac{\text{雇用者所得}}{\text{有給役員数} + \text{常用雇用者数} + \text{臨時雇用者数}}$$

$$1人当たり常用雇用者賃金額 = \frac{\text{常用雇用者の賃金・俸給}}{\text{常用雇用者数}}$$

注：雇用者所得とは「賃金・俸給」「社会保険料（雇用主負担）」及び「その他の給与及び手当」の合計である。

カ 従業者数のアクティビティ・ベースでの表示は、機械的にできない側面もあり、現実の人数及び単価と対応するとは限らない。そのため雇用表は、労働投入量を表す参考指標の1つとして捉えるべきものであり、絶対的な指標となるものではない。